

反映状況票

(単位:百万円)

府省名	調査事業名	調査主体	取りまとめ財務局	2年度予算額	3年度予算案	増▲減額	反映額
厚生労働省	(19) 労働災害休業(補償)給付費	本省	—	143,610	151,465	7,856	—
事案の概要	労働災害休業(補償)給付(以下、「休業(補償)給付」という。)とは、労働者が、①業務上の事由又は通勤による負傷・疾病等に係る療養のため、②労働することができず、③そのために賃金を受けていない、という3要件を満たす場合に、給付事由発生日以前における直近3か月の平均賃金の80%※を支給する制度である。 ※ 労働基準法の規定に基づき事業主から支払われる休業補償(平均賃金の60%)との兼ね合いから、休業(補償)給付は平均賃金の60%とされているが、併せて労働者災害補償保険法の社会復帰促進等事業として行われる休業特別支給金(平均賃金の20%)が支給されている。 給付については、被災労働者から提出された請求書(医療機関及び事業主による証明がなされたもの)を、全国の労働基準監督署において審査を行い、労災であると認められた場合において支給決定を行っている。						

調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

1. 休業(補償)給付の受給状況について

疾病と異なり、負傷については、一定期間の経過により治ゆ(症状固定)へと至ることが多いと考えられる。しかし、一度も治ゆ(症状固定)に至ることなく、長期にわたり休業(補償)給付を受給している者が一定程度見られることから、治ゆ(症状固定)の判断について再度徹底を図るべき。

2. 適正給付管理制度の運用状況について

適正給付管理制度の運用に当たり、労災医員等の活用がほとんどなされていない。第三者である労災医員等の活用により、療養に専念することが必要とした者や療養継続(就労可)とした者について、より適正な判断を行うための手立てを取るべき。

3. 長期療養者に係る情報公開について

「労働者災害補償保険事業年報」における近年の療養者の推移によると、従来の区分に当てはまらない傷病が増えていると考えられる。保険制度の適正な運営の観点から、給付の対象とされている傷病について、より詳細に明らかにすべき。

反映の内容等

1. 休業(補償)給付の受給状況について

2. 適正給付管理制度の運用状況について

厚生労働省において、令和2年11月に都道府県労働局に対し、負傷(骨折等)が傷病名となっている者のうち、休業(補償)給付を3年以上受給している者を重点的に選定し療養の要否等を調査するとともに、調査対象者が休業(補償)給付を3年以上受給している場合は、原則として労災医員等に意見を求めること等の通達を发出し、治ゆ(症状固定)の判断について徹底を図った。

また、都道府県労働局における労災医員を20名増員し、給付に係る判断をより適正に行っていくこととしている。

3. 長期療養者に係る情報公開について

「労働者災害補償保険事業年報」中、「傷病別長期療養者推移状況報告(全国計)」において、合計者数に占める割合が高い「その他の患者」の内訳がシステム上明確にされていないため、令和3年度において、システム改修により給付の対象とされている傷病についてより詳細に把握できるようにすることとしている。